

第 4 6 号議案

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年亀岡市条例
第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年亀岡市条例
第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災
害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保
証人を立てない場合は」を、「3 パーセント」の次に「以内で市長
が別に定める率」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項と
して次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てる
ことができる。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯し
て債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金
を包含するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦

償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 災害援護資金の貸付けに伴う利率を、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は年3パーセント以内で市長が別に定める率とすること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。